

京都市消防局訓令乙第15号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防水災警防規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第2条第7号中「本市の」を「京都市」に改める。

第14条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項に規定するもののほか、局本部長は、水災の状況等により必要があると認めるときは、水災警防態勢の区分にかかわらず、中川消防隊、花背消防隊及び京北消防隊の要員数を増強することができるものとする。

第17条に次のただし書を加える。

ただし、局本部長は、局水災警防本部による部隊運用が著しく困難となったときは、一時的に署水災警防本部に部隊運用を行わせることができるものとする。

第27条中「第36条第7項」を「第36条第8項」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)